

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸 太 郎
同	森 山	よ し ひ さ

令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(物品管理等に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

物品管理等に関する事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

物品管理等に関する事務

- ・ 主に、消耗品を除く物品の管理に関する事務を対象とした。

2 対象所属

全所属（ＩＲ推進局、大阪都市計画局を除く。）を対象とした横断監査

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 物品管理等が適切に行われず、本市に損害が生じるリスク	ア 物品管理に関する規程、マニュアル等は適切に整備され運用されているか。	指摘事項1 指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4
	イ 会計室は、各所属の物品管理状況を適切に監理しているか（一般会計等分）。	指摘事項1
(2) 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されず、業務が有効又は適正に実施されないリスク	ア 過去に実施した監査で指摘した事項が実行・改善されているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等）

【北区役所、此花区役所、中央区役所、西区役所、天王寺区役所、西淀川区役所、淀川区役所、東淀川区役所、鶴見区役所、住之江区役所、総務局、政策企画室、市民局、財政局、契約管財局、福祉局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局及び会計室に対して】

大阪市会計規則（昭和39年規則第14号）第113条において、区会計管理者及び出納員等は、備品台帳や備品出納簿等の必要な帳簿を備え、それぞれの所管に係る財産等の出納を記録しなければならない旨が定められている。

備品台帳は、それぞれの物品の品名や品質、取得額や保管状況等の個別の情報を記した帳簿であり、財務会計システムにおいて常時保管されているものである。

一方、備品出納簿は、一会計年度中の物品の出納情報（受入、移動、廃棄等）を取りまとめ、物品の変動の経過を明らかにし、出納状況を証する書類であるが、財務会計システムで常時保

管されているものではなく、上半期分は毎年度 10 月頃、全期分は翌年度 4 月頃、それぞれ定められた期間内に出力し、保管する必要がある^(注)。

なお、対象期間中に増減がなかった場合にも、その事実を確認するため、出力・保管が必要である。

(注) 備品出納簿は、システム上、40 日間の出力期間が設定されており、期間を過ぎるとデータが削除され、出力できなくなる。なお、各主管課においては自課分を、所属の物品担当課等でシステム上の「予算担当課権限」を付与されている職員は自所属内の全課分の備品出納簿を出力することができる。

今回の監査で、各所属の備品出納簿（令和 3 年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、20 所属（北区役所、此花区役所、中央区役所、西区役所、天王寺区役所、西淀川区役所、淀川区役所、東淀川区役所、鶴見区役所、住之江区役所、総務局、政策企画室、市民局、財政局、契約管財局、福祉局、こども青少年局、環境局、都市整備局、建設局）において、備品出納簿（令和 3 年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。

上記所属の説明によれば、この原因は、当該事務を失念していたこと、対象となる期中の増減がなかったため出力不要と誤って認識していたこと、出力はしたが適正にデータを保存できておらず喪失したことなどにあった。

事務を失念していた所属の中には、担当内で誰が出力作業を実施するかを明確にしていなかったため出力ができていないという所属や、会計室からの出力実施に係る通知を所属内に展開することを失念していたため全課分の出力ができていないという所属もあった。

なお、会計室は、当該事務についてマニュアルを整備し、各所属あてに手順書や事務フロー等を添えて出力期間の都度通知するなど、各所属において事務が適切に実施されるよう取り組んでいたが、上述の状況であることを把握できていなかった。

また、備品出納簿について、システムで常時保管・出力するなどの改修ができないかどうか会計室に確認したところ、その影響（経費や負荷の大きさ等）や、常時保管・出力のそもそもの必要性等も含めて、今後の検討が必要とのことであった。

現状では、必要帳簿が備え付けられていないことにより、物品の出納情報を正確に明示できないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

1. 上記所属は、物品担当課において各課の出力状況を確認することや、物品担当課等でも所属内全課の備品出納簿を出力することなどにより、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう仕組みを構築されたい。
2. 会計室は、各所属において必要帳簿が備え付けられるよう、システム改修等も含めて検討し、取り組まれたい。

2 不用の意思決定について改善を求めたもの（一般会計等）

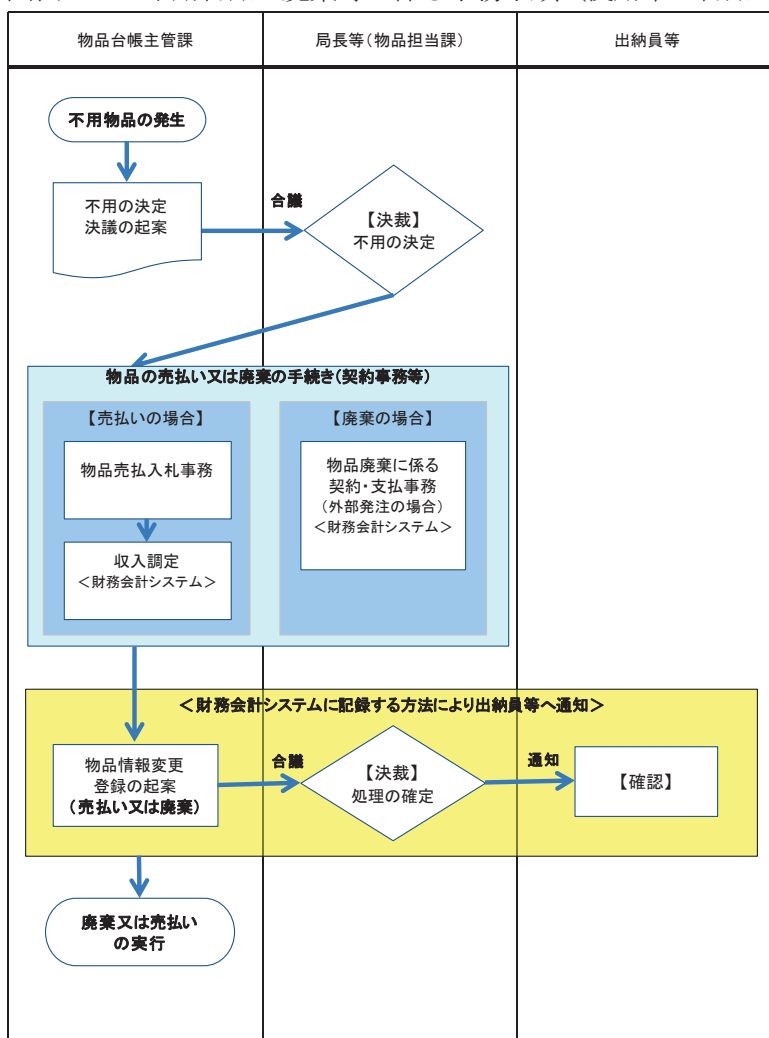
【北区役所、東淀川区役所、旭区役所、住吉区役所、経済戦略局及び環境局に対して】

大阪市会計規則第 95 条において、局長等は、出納員等からの報告又は自らの調査により使用することができない物品があると認めるときは、当該物品について不用の決定をなし、売払い又は廃棄の手続をしなければならない旨が定められている。

（1）不用物品の廃棄等に係る事務手順

不用物品の廃棄等に係る事務手順は図表－１のとおり、不用の決定、売払い・廃棄の手続、出納員等への通知の順に進める必要がある。なお、廃棄は、売り払うことが不適當であるもの、売り払うことができないもの、売払いの価格が売払いに要する費用に満たないものについて行うことができるとされている。

図表－１ 不用物品の廃棄等に係る事務手順（使用中の物品の場合）



（注） 「物品管理マニュアル（令和４年４月 会計室）」から抜粋して監査部で加工

(2) 不用品の処分決定に関する専決権限

不用品の処分決定に関することについては、大阪市事務専決規程（昭和 38 年達第 3 号）、市役所課長等専決規程（昭和 23 年達第 5 号）及び各区の区役所課長等専決規程において、物品の 1 件当たりの金額により図表－2 のとおり専決権者が定められている。

図表－2 不用品の処分決定に関する専決権限

【局・室】

権限の種類	専決権者
不用品の処分決定に関すること（当該物品の不用の決定を含む。）	局長
1 件 5,000,000 円以下の不用品の処分決定に関すること（当該物品の不用の決定を含む。）	部長（予算担当）
1 件 1,000,000 円以下の不用品の処分決定に関すること（当該物品の不用の決定を含む。）	課長（物品担当）

【区役所】

権限の種類	専決権者
不用品の処分決定に関すること（当該物品の不用の決定を含む。）	区長
1 件 300,000 円以下の不用品の処分決定に関すること（当該物品の不用の決定を含む。）	課長（物品担当）

今回の監査で、令和 3 年度中に物品の廃棄処理を実施した所属につき、当該物品に係る不用の意思決定手続について確認したところ、大阪市事務専決規程等で定められた専決権者までの決裁を得ていないものがあった。（北区役所、東淀川区役所、旭区役所、住吉区役所、経済戦略局、環境局）

上記所属の説明によれば、この原因は、専決区分を十分に確認せずに手続を行ったことや、専決区分は認識していたものの、減価償却後の残存価格により専決権者を設定するものと誤って認識していたことにあった。いずれにしても、所属において不用の意思決定手続についての認識が不十分であったことが原因であると考えられる。

現状では、必要な専決権者の確認を経ずに不用の意思決定が実施されるリスクがある。
したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 2]

上記所属は、不用の意思決定が適切に実施されるよう、定められた手続を周知し、運用されたい。

3 各所属における物品管理について

【東淀川区役所、総務局、こども青少年局及び環境局に対して】

大阪市会計規則第 101 条において、局長等は、毎年度末における所管物品（消耗品に属する物品を除く。以下同じ。）の現在高を調査し、現在高調査表を作成しなければならない旨が定められている。

今回の監査において、各所属が実施する現在高調査の実効性を確認するため、物品台帳と物品の現物照合を実地で調査した結果、次の事実が見受けられた。

（注） 実地調査は、監査において選定した 12 所属（21 部署）に対して、当該所属の令和 3 年度末時点の物品台帳から任意で抽出した物品 10 点程度（計約 250 点）について現物照合を行った。調査期間は令和 4 年 10 月 31 日から同年 11 月 11 日まで。

実地調査を実施した所属
都島区役所、西淀川区役所、東淀川区役所（出張所含む。）、生野区役所、平野区役所（北部サービスセンター含む。）、デジタル統括室（阿波座分室含む。）、総務局（職員人材開発センター含む。）、政策企画室（東京事務所含む。）、こども青少年局（阿武山学園含む。）、環境局（南部環境事業センター含む。）、大阪港湾局（鶴町事務所含む。）、水道局（水質試験所含む。)

（1）所属内における各部署の物品管理について改善を求めたもの

- 実地調査において、東淀川区役所総務課、総務局行政部総務課、こども青少年局所管阿武山学園及び環境局総務部総務課（総務グループ）が管理する物品について現物が確認できず、また、当該物品に係る不用の意思決定や備品台帳の修正に係る手続が実施されていなかった。

現物が確認できなかった物品について、東淀川区役所、こども青少年局及び環境局は過年度に、総務局は令和 4 年度に廃棄したとのことであったが、それを明確に示す文書は残っておらず、廃棄の処理が具体的に、いつ、どのように、どのような理由により行われたかが確認できなかった。

過年度に物品を廃棄したこども青少年局及び環境局は、各部署における年度末の現在高調査時に、各物品の保管場所等を把握していなかったことから調査を精緻に実施できず、これらの物品が実在しないことを検出できていなかった。また、適切な現在高調査を実施するためには第三者的な立場の職員を立ち会わせることが望ましいと考えられるが、両部署の現在高調査は当該部署のみで実施しており、両所属の物品担当課は、各部署の上記状況を把握できていなかった。

同じく過年度に物品を廃棄した東淀川区役所は、令和 3 年度末の現在高調査の際に、当該物品がすでに廃棄されていることを検出できていたが、調査を実施した担当者と物品管理担当者との間で意思疎通がうまく図られず、備品台帳の修正など必要な手続が取られないままとなっていた。

現状では、資産の紛失等を発見できず本市に損害が生じ、市民の信頼を損なうリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 3 (1)]

1. 東淀川区役所、総務局、こども青少年局及び環境局は、上記のとおり現物確認ができなかった部署の所管物品全件について改めて現物と台帳の照合を行い、実在を確認されたい。
2. 東淀川区役所、総務局、こども青少年局及び環境局は、物品の廃棄に係る事務処理が適切に実施されるよう、所属において、定められた手続を周知し、運用されたい。
3. こども青少年局及び環境局は、各部署が管理する物品全件について、効率的かつ確実に物品現在高調査を実施できるよう、物品の具体的な所在場所を台帳等で管理するなど取り組まれたい。加えて、物品現在高調査の実施に当たって第三者的な立場の職員を立ち合わせることや、物品担当課による抽出での現物確認など、現在高調査を有効に実施されたい。

(2) 破損物品の取扱いに関する意思決定について改善を求めたもの

- 実地調査において、総務局行政部総務課が管理する彫刻「そよかぜ」（取得価格 4,000,000 円）について、破損したままの状態で仮置き場にて長期保管されていることを確認した。

総務局によると、当該物品は、平成 24 年度まで市役所本庁舎 1 階市民ロビーに展示していたが、作品の一部が破損し、破損個所に触れると怪我をする危険性があることから、庁舎内倉庫に移動させたとのことである。

しかし、当該物品が芸術作品であることから、破損によって使用することができないとして廃棄するのか、修繕可能か否かなどについて判断が難しく、対応について意思決定がなされないままとなっていた。

当該物品は、取得価格 100 万円以上のため重要物品として分類され、決算に関する書類（財産に関する調書）や、貸借対照表の資産に計上されており、その取扱いには迅速かつ適切な判断が求められる。

現状では、本市が保有する財産を正確に明示できないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 3 (2)]

総務局は、破損した彫刻作品について、所属として対応方針を決定し、方針に基づき適切に取り組まれたい。

4 財務会計システム以外で管理する物品について改善を求めたもの（一般会計等）

【こども青少年局に対して】

財務会計システム以外の物品台帳で物品管理を行う場合は、大阪市会計規則第 102 条の 2 に基づき、会計管理者（会計室）に協議し、承認を得る必要がある。

こども青少年局の各幼稚園が管理する物品は、一部を財務会計システムで、大部分を別システム（教育委員会事務局所管の校園ネットワークシステム）で管理していたが、会計管理者への協議・承認に係る手続が実施されていなかった。

こども青少年局によると、そのような手続を実施する必要があることを認識できていなかったとのことである。

現状では、会計管理者が把握していない別管理の物品が存在することで、本市全体としての物品管理の全容が不明瞭となるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 4]

こども青少年局は、速やかに会計管理者への協議を実施されたい。

(注) 幼稚園の財産管理は、市長と教育長が締結した覚書により、平成 19 年度より教育委員会事務局からこども青少年局へ事務が移管されたが、幼稚園長が物品購入等を実施する際は、現在においても校園ネットワークシステムにより行うこととされている。

第 7 その他

今回の監査に関する横断的な所見

今回、I R 推進局及び大阪都市計画局を除いた全 51 所属を対象として、その物品管理等に関する事務について横断的に監査を実施したものである。

各所属は、今回指摘となった不備等の事例について、調査対象とならなかった担当課においても同様の不備がある可能性があるため、手続や現在高調査、使用や廃棄に係る意思決定がされないままの物品がないかなど再度確認し、今回の監査結果も活かしながら、適切な物品管理に努められたい。

また、準公営企業会計や企業会計における棚卸では、資産等の受払い及び保管に関係のない職員を立会人として設定するよう規定し、運用されており、一般会計等所属においても、第三者視点を取り入れる取組として参考にされたい。

会計室は、今回の監査で検出された事項を踏まえ、必要に応じて会計事務に関する通知やマニュアル等の記載内容を見直し、周知するなど、各所属における物品管理に関する事務が適切に実施されるよう引き続き支援されたい。